

## 「指導基本規程違反救済申立処理委員会」の変更について

このことについて、公益財団法人 日本ソフトテニス連盟が制定した指導基本規程に基づき設置した下記委員の変更を行う。

### 記

1. 制定されている規程（平成26年4月13日設定、令和3年4月11日一部変更）
  - (1) 指導基本規程
  - (2) 指導基本規程違反救済申立処理委員会および指導基本規程違反救済審査委員会規程
  - (3) 制定日 平成25年12月1日制定 平成26年4月1日施行
2. 本県における指導基本規程違反救済申立処理委員会の設置と委員の選任
  - (1) 委員数 3名
  - (2) 委員（敬称略）
    - ① 連盟役員（1名） 高橋武夫 青森県ソフトテニス連盟副会長
    - ② 第三者委員（1名） 安保敏彦 学識経験者
    - ③ 代表選手経験者（1名） 天間有香 東北町協会所属※ ①を委員長、②を副委員長とする。
3. 本県における指導基本規程普及委員の選任
  - (1) 本県を4地区に分割することとなっているので、衆院議員選挙小選挙区を参考に区割りを行う。
  - (2) 区割りと委員名
    - ① 津軽1区（青森・西北五地区）
      - ア 青森 新保俊彦（青森市連盟理事長）
      - イ 五所川原 小野武志（五所川原市協会）
    - ② 津軽2区（中弘南黒地区）
      - ア 弘前 丹藤公彦（弘前市協会会長）
      - イ 黒石 津川三男（黒石烏城クラブ理事長）
    - ③ 南部1区（三八地区）
      - ア 八戸 山田義広（八戸市協会副会長）
      - イ 三戸 柳久保正弘（三戸郡協会）
    - ④ 南部2区（上北・下北地区）
      - ア 十和田 八島明彦（十和田市協会会長）
      - イ 三沢 山辺鉄春（三沢市協会）
      - ウ むつ 吉浦 一（むつ市協会）
      - エ 五戸 石渡政己（五戸町協会）
4. 申立受付窓口の設置
  - (1) 申立受付窓口 青森県ソフトテニス連盟内「指導基本規程違反救済申立処理委員会」  
青森市奥野2-27-1 新保俊彦  
電話 090-2609-7971 F A X 017-735-4090  
Eメール：t-shimpo@beige.plala.or.jp
  - (2) 申立方法 県連盟事務局宛に郵送・F A X・Eメールにて、別に定める「救済申立書」を提出する。（F A Xの場合は、後日郵送すること）

以 上